



水んげい



特集

南山城村

あなたも消防団に入りませんか 2~3



安心・安全／消費者生活
 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 ほか ④~⑤
 教育
 就学援助費の入学前支給 ほか ⑤~⑥
 年末年始の業務体制 ⑨
 まち・むら Topics
 「人権の花」運動 (3町村) ⑩

保健・福祉
 グラウンド・ゴルフ大会結果 (3町村) ほか ⑪
 行政
 令和6年度
 和束町優良品種茶園品評会 (和束町) ほか ⑫~⑬
 おしらせ ⑭~⑯
 ベストショット ⑰
 図書室 等 ⑳

南山城村消防団の一員として 地域の安心・安全を守りませんか



現在、南山城村消防団は団員133名（基本団員：113名 機能別団員20名）で活動しています。地域の安心安全を守ることはもちろん地域コミュニティ存続のためにあなたの力が必要です。

今年は、女性消防団員も加入し、活動の幅も広がりつつあります。男女問わず活動をおこなっていますのでぜひ入団をお待ちしております。

対村内在住または在勤で18歳以上の方

身分非常勤特別職の地方公務員となります。

待遇年額報酬、出勤報酬、訓練・警戒手当、5年以上活動実績があれば退職報償金の支給もあります。その他詳しくは消防団事務局まで問合せください。

問南山城村総務財政課 ☎0743・93・0102

**学生のみなさんには
就職活動に活用できるこんな制度も**

学生のみなさんには就職活動に活用できる「南山城村学生消防団活動認証制度」があります。

概要村内在住の学生団員または卒業して3年以内の団員であり、在学中に本村の消防団員として1年以上継続した活動の功績を認証します。

学生のメリット

- ・企業にアピールすることができます。
- ・消防団活動の功績が評価されることで、学生の意欲向上が期待できます。

**消防
操法**

安全かつ迅速に 消火活動をおこなう訓練

南山城村消防団では、平成30年の京都府消防操法大会（小型ポンプ操法の部）で初優勝し、初の全国大会に初出場しました。

令和6年の京都府消防操法大会は3位となり、府内でもその実力を遺憾なく発揮しています。

消防の基本となる「消防操法」はホースをチームで協力しながら火点（標的）に向かって3本延長し、勢いよく放水される水の力に負けないように筒先を持ち、火点に向かって放水をします。

実際の災害現場ではどんな危険が潜んでいるかわかりません。自分と周辺の安全を常に意識して、訓練に励んでいます。



全国消防操法大会出場時の様子



消火活動に必要なスキルを身に付けます。

あなたも 消防団 に入りませんか



みなさんの消防団のイメージは？
今回は地域防災の要である消防団の日々の活動を取り上げます。ぜひみなさんも興味を持ち、地域の安心安全を守るため一緒に活動しましょう。





その他にもこんな活動をしています

女性消防団員の誕生



機能別団員制度の導入



消防署や他市町と連携した消防訓練



地域と連携した防災訓練



救命講習の受講



南山城村消防団の年間の活動

教養訓練 災害現場での活動に必要な技術と知識を身に付けます。



消火技術を身に付ける訓練

任命式 幹部役員の任命（2年任期）と新入団員の任命をおこないます。



幹部役員の任命



活動における動作を学び礼式を身に付けます。



新入団員の任命

出初式 毎年1月に消防活動の充実と発展を目的としています。



団員の団結と士気高揚を図ります。

年末警戒 火災予防体制と防犯体制を図ります。



村長からの激励



優良団員の表彰



各地区でパトロール・警戒にあたります。



2024 南山城村防災フェスタ ～防災についてみんなで考えよう～

今年では地震・避難時の食をテーマとしておこないます。地震防災についての講演や消防はしご車の展示見学、起震車に乗って地震体験等もできます。

📅12月14日(土) 午後1時～3時 ※キッチンカーや炊き出し訓練は正午～出店予定

📍南山城村文化会館やまなみホール・やまなみホール駐車場

📌起震車体験、自衛隊・消防車両の展示、防災講演、耐震相談等

👉当日は、キッチンカーや炊き出し訓練による軽食も準備しています。

🆓無料(どなたでもご参加、体験いただけます)

📞南山城村総務財政課 ☎0743・93・0102📞



昨年の様子



消防車両・資機材の展示



起震車体験



はしご車の展示



和束小学校で合同避難訓練をおこないました(和束町)

11月5日(火)、和束小学校にて合同避難訓練をおこない、和束町消防団と組合消防本部予防課が参加しました。今回の訓練では、地震が起きた影響で火災が発生したことを想定し、全児童がグラウンドまで避難しました。

避難後は、消防団による資機材の紹介や操法演習をおこない、児童のみなさんは団員の緊張感のあるキビキビとした動作や放水時の迫力に圧倒されていました。

また、今回の訓練では、消防団で運用予定のドローンと同じ機体でデモンストレーションと撮影をして、児童のみなさんに披露しました。

最後には、消防署の方指導のもと、児童のみなさんに消火器の使い方を体験していただきました。

今回の合同避難訓練を通じて、児童のみなさんに消防団や消防署の活動や防災・防火に対して興味関心を持っていただけたら幸いです。



各町村消防団では、男女問わず新入団員を随時募集しています。自らが暮らす・働く地域の安心・安全を守るためにともに活動してみませんか。

問合せは各町村消防団事務局まで

📞笠置町総務財政課 ☎0743・95・2301📞

和束町総務課 ☎0774・78・3001📞

南山城村総務財政課 ☎0743・93・0102📞

**消防団員
募集中**





北朝鮮人権侵害問題啓発週間について

- ◆ 毎年12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。警察では、北朝鮮による拉致容疑事案について、国内外の関係機関と連携しつつ、新たな情報の収集等、所要の捜査・調査を継続しています。北朝鮮当局による人権侵害問題についての認識を深めていただくとともに、北朝鮮による拉致容疑事案の解決に府民のみなさんのご協力をお願いいたします。
- ◆ 拉致問題は我が国の喫緊の国民的課題です。京都府警察ホームページに「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」について掲載しています。みなさんからの情報提供をお待ちしております。

問 京都府木津警察署 ☎0774・72・0110

「クーリング・オフ」ってどんな制度？

当センターには「消費者トラブルにあったのでクーリング・オフのやり方を教えてください」との相談が多く寄せられています。クーリング・オフ制度は、訪問販売など一定の取引について、消費者が契約した後に冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば、一方的に無条件で契約を解除できる制度です。「契約は守らなければならない」とする原則の例外で、クーリング・オフできる取引は、法律や約款などに定めがある場合に限りです。ただし、インターネットによる通信販売や一部使用してしまった消耗品などについては、通常適用されません。



【クーリング・オフが可能な期間】

訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売など
8日以内

連鎖販売取引(マルチ商法)・業務提供誘引(販売取引(内職・モニター商法等))
20日以内

クーリング・オフを「はがき」で行う場合…送付する前にはがきの両面をコピーしておき、特定記録郵便、簡易書留で送付する。

クーリング・オフを電磁的記録で行う場合…通知後は送信したメールやウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットを保存しておく。

迷ったり、困った時は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

【年末年始センター休所予定】

相楽センター ☎0774・72・9955	京都府センター 188	12月28日(土)～令和7年1月5日(日)
国民生活センター 188		12月29日(日)～令和7年1月3日(金)

相楽消費生活センター ☎0774・72・9955 (ナニ?キューキューGOGO!) FAX0774・72・9933

☎月～金(祝日・年末年始を除く) ☎午前9時～正午・午後1時～4時 所 木津川市木津上戸15 相楽会館内



中学校体育大会(3町村)



10月19日(土)、10月24日(木)笠置中学校と和東中学校の体育大会が開かれました。中学生らしい、青春の1ページとなりました。

笠置中学校



和東中学校

Education





かさぎ・まなび教室

鹿の革を使ったクラフト体験教室 ～地元の獣害被害を知って～ (笠置町)



10月23日(水)、鹿の革の端切れを使ったキーホルダーづくりに取り組みました。この日は「株式会社 RE-SOCIAL」に協力を得て、笠置町内の獣害被害の実態について話を聴きました。子どもたちは、普段馴染みのない鹿の革に驚きつつ、興味津々に手に取り「革」と「布」との違いを感じていました。

キーホルダーづくりでは、子どもたちは思い思いに装飾を施し、自分だけの作品を完成させていました。講師さんは、子どもたちが熱心に取り組む様子に、温かく手を差し伸べ、完成し喜ぶ子どもに目を細めておられました。

かさぎ・まなび塾では、子どもたちが体験を通して、地元の良さを感じられるよう、今後もさまざまな事業を計画しています。ぜひ、ご参加ください。



完成品

ゆるふる部活動 「抹茶アート体験」

「3町村の魅力を活かしたイベント型部活動(ゆるくふる里のよさを楽しむ「ゆるふる部」)」今年度最後で第四弾となる「抹茶アート体験」が、11月3日(日)に和束町観光案内所でおこなわれました。講師の和束抹茶アート倶楽部の皆様が出されたお茶に関するクイズでは、意外な事実会場は驚きの声で包まれていました。今回はたくさんのご家族にもお越しいただき、子どもたちのアート作りにも力が入っていました。今年もやはり、団子と抹茶をいただく顔には満面の笑みが。次年度も、たくさんの参加をお待ちしています。



和束町史編さんだより

第30回 30年前の木屋

今から30年前の平成6年(1994年)、木屋地区を調査した報告書が作成されました。平成5～6年にかけて、近畿大学文芸学部の野本寛一先生の指導で、民俗学を学ぶ学生が調査したものです。タイトルは『木津川の民俗』、その第1部が「木屋の民俗」で、90ページにわたり、大正・昭和の木屋地区の姿が詳しく記録されています。平成6年当時、戸数は34戸、人口は125人でした。

内容は、村落組織、生業、食生活、住まい、年中行事、人生儀礼、信仰に章立てされ、大正年間に生まれた方々からの聞き書きを中心に、簡潔にまとめられています。

木屋浜の舟運については、明治35年(1902年)生の東樫三氏からの聞き書きにより、小学校卒業と同時に船乗りになり伏見や八幡に木柴を運んだこと、舟運が衰退する昭和10年(1935年)ころまで続けたことなどが書かれています。

住まいでは、石本為右衛門家を間取り図で示し、各部屋の名称や用途が記述され、かつては「ハタヤ」と言う機織り専用の部屋があったこともわかります。

また、不動滝の護摩法要には、木屋以外からも多くの参拝者があったことが記されています。

結論として「まさに和束の発展は木屋(舟運基点としての『浜』)に負うところが大きかった」とあり、木津川への窓口としての木屋の位置づけが、明らかになりました。本書は、町史編さん室で閲覧できます。

☎相楽東部広域連合教育委員会生涯学習課 和束町史編さん室

☎ 0774・74・8952 HP <https://www.union.sourakutoubu.lg.jp> (和束町史編さん室)



30年前の木屋
(『木津川の民俗』から)